

第 17 期

計 算 書 類

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

セントラル短資FX株式会社

Central Tanshi FX Co., Ltd.

貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	68,939,354	流 動 負 債	64,735,373
現金及び預金	4,620,398	外国為替取引預り証拠金	63,599,199
顧客区分管理信託	46,022,000	外国為替取引顧客差金	924,471
外国為替取引顧客差金	17,511,499	未 払 金	154,840
外国為替取引差入証拠金	362,899	未 払 費 用	36,442
外国為替取引自己取引差金	331,433	そ の 他	20,418
貯 蔵 品	3,384		
前 払 費 用	81,165		
未 収 入 金	1,993		
未収還付法人税等	2,216		
そ の 他	2,364		
固 定 資 産	531,997		
有 形 固 定 資 産	83,867		
建 物	83		
工具器具及び備品	81,067	負 債 合 計	64,735,373
建設仮勘定	2,716		
無 形 固 定 資 産	333,731	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	308,761	株 主 資 本	4,735,979
ソフトウェア仮勘定	24,849	資 本 金	1,319,650
そ の 他	120	資 本 剰 余 金	300,000
投資その他の資産	114,398	資 本 準 備 金	300,000
長期前払費用	19,844	利 益 剰 余 金	3,116,329
差入敷金保証金	94,554	利 益 準 備 金	29,912
そ の 他	272	その他利益剰余金	3,086,417
貸倒引当金	△272	繰越利益剰余金	3,086,417
資 産 合 計	69,471,352	純 資 産 合 計	4,735,979
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	69,471,352

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 自 平成 29 年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成 30 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	5,449	
外国為替取引損益	1,925,898	
その他収益	4,848	1,936,196
営業費用		
販売費及び一般管理費		2,335,785
営業損失 (△)		△399,589
営業外収益		
受取利息	751	
保険配当金	479	
法人税等還付加算金	1,662	
その他	74	2,967
営業外費用		
支払利息	529	
その他	54	584
経常損失 (△)		△397,205
特別損失		
固定資産除却損	788	
減損損失	467,228	
早期退職関連費用	80,611	548,628
税引前当期純損失 (△)		△945,834
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	12,297	14,587
当期純損失 (△)		△960,421

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,319,650	300,000	300,000	29,912	4,046,838	4,076,751	5,696,401	5,696,401
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純損失(△)					△960,421	△960,421	△960,421	△960,421
当期変動額合計					△960,421	△960,421	△960,421	△960,421
当期末残高	1,319,650	300,000	300,000	29,912	3,086,417	3,116,329	4,735,979	4,735,979

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3 年～18 年

工具器具及び備品 4 年～20 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5 年

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外消費税額等は、固定資産に係るものは「長期前払費用」に計上し、法人税法に規定する方法と同一の基準で償却を行っており、当事業年度の費用に係るものは「販売費及び一般管理費」で処理しております。

(追加情報に関する注記)

1. 財務制限条項

当社は、カウンターパーティーとの間のカバー取引に必要な保証金確保のため、金融機関との間でギャランティ・ファシリティ契約を締結しております。当該契約については純資産額の一定

水準の維持及び営業利益等の確保の財務制限条項が付されております。当事業年度末において、営業損失を計上いたしましたが、親会社による保証を受けていることから、今後の事業継続に大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

当社は、金融機関との取引により発生する現在及び将来負担する債務の担保として、当該金融機関へ定期預金 785,000 千円を差し入れており、また、顧客区分管理信託契約の解約又は終了時の信託財産から顧客区分管理必要額等を控除した後に残余財産が発生する場合の当該財産に係る劣後第二受益権（受益権者は当社）に対して、当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	506,882 千円
建物	85,790 千円
工具器具及び備品	421,091 千円

3. 当社は、資金調達の効率化及び安定化を図るため、取引銀行 3 行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	9,000,000 千円
借入実行残高	—千円
差引額	9,000,000 千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社は、当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
本社	事業用資産	建 物
		工具器具及び備品
		建設仮勘定
		ソフトウェア
		ソフトウェア仮勘定
	処分予定資産	建 物
		工具器具及び備品
		ソフトウェア
ソフトウェア仮勘定		

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しました。

処分予定資産については、当社が提供する商品の一部及びシステムの利用を終了するため、今後利用が見込まれないソフトウェア等を減損損失として特別損失に計上しました。

また、本社移転の意思決定をしたため、将来使用が見込まれない建物等を減損損失として特別損失に計上しました。

(3) 減損損失の金額

建 物	26,226 千円
工具器具及び備品	54,883 千円
建設仮勘定	1,535 千円
ソフトウェア	369,576 千円
ソフトウェア仮勘定	15,006 千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業用資産については単一事業であるため全社単位でグルーピングを行っており、処分予定資産及び遊休資産については個別単位にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率 6.0%で割り引いて算定しております。

処分予定資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加	減少	当事業年度末の株式数
普通株式 (株)	19,315	—	—	19,315

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引の一部である「外国為替証拠金取引」を顧客向けに提供しております。当社は対顧客業務から生じる為替ポジションより発生する市場変動リスクを回避するため、銀行間市場参加者等との間でカバー取引を行います。カバー取引に関わるリスクは社内規程及びシステムにより厳格に管理し、日越えのポジションは一切持たない仕組みとなっています。また、市場急変時でも取引の執行流動性を確保するため、カバー取引先には多数の金融機関を確保しています。当社は、プライムブローカー制度を採用しており、プライムブローカーに金融機関とのギャランティ・ファシリティ契約に基づく保証状を差入れております。カウンターパーティーとの間のカバー取引に必要な差入保証金の大部分は、当該保証状によって代用されるため、顧客資産を金銭信託により区分管理しても自己資金や銀行借入に依存することなくカバー取引を行うことが可能です。ただし、市場環境の急変等による「不測の資金不足」リスクへのバックアップとして、当社は、銀行との当座貸越契約等を結んでおり、万一の運転資金不足にも対応できる借入枠を確保しております。

また、資金運用の対象は、短期の預金等安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産及び負債は、主として外国為替証拠金取引に関する「顧客区分管理信託（顧客区分管理必要額）」、「外国為替取引預り証拠金（顧客から預託された証拠金）」、「デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務（評価損益）」等であり、先渡取引の契約不履行に係る信用リスク、為替ポジションを構成することによる為替リスク及び相場変動時の流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。このため、信用リスク（取引先リスク）及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成19年金融庁告示第59号）に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

リスク相当額については、社内規程において市場リスクについての限度枠を設定しているほか、経営管理部は毎営業日リスク相当額を算出し、これらが限度枠内に収まっていることを経営管理部担当取締役様に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役に報告することにより管理を行っております。

一方、資金調達に係る流動性リスクについては、毎営業日の口座清算価値及び顧客区分管理信託の元本追加・解約の状況を経営管理部担当取締役様に報告するとともに、毎月末の口座清算価値等の状況を取締役に報告することにより管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,620,398	4,620,398	—
(2) 顧客区分管理信託	46,022,000	46,022,000	—
(3) 外国為替取引差入証拠金	362,899	362,899	—
資産計	51,005,298	51,005,298	—
(1) 外国為替取引預り証拠金 (*1)	(63,599,199)	(63,599,199)	—
負債計	(63,599,199)	(63,599,199)	—
デリバティブ取引 (*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	16,918,460	16,918,460	—

(*1) 負債に計上されているため、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、貸借対照表へは、外国為替取引顧客差金(資産勘定)に17,511,499千円、外国為替取引自己取引差金(資産勘定)に331,433千円、外国為替取引顧客差金(負債勘定)に924,471千円を計上しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 顧客区分管理信託

顧客区分管理信託は、信託財産の構成物がすべて短期間の預金等で運用されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 外国為替取引差入証拠金

外国為替取引差入証拠金は、当社の要求で引出可能であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 外国為替取引預り証拠金

外国為替取引預り証拠金は、顧客の要求により返済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの事業年度末における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

対象物の種類	取引の種類	契約額等（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
通貨	為替予約取引			
	売建	253,468,543	15,436,363	15,436,363
	買建	134,034,733	1,150,663	1,150,663
	合計	—	16,587,027	16,587,027
	カウンターパーティーとの取引			
	売建	184,276,134	277,469	277,469
買建	286,861,528	53,963	53,963	
	合計	—	331,433	331,433

- (注) 1. 時価の算定方法：事業年度末の直物為替相場により算定しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産の主な原因は、減損損失、繰越欠損金及び敷金保証金によるものであります。
なお、繰延税金資産から控除されている評価性引当額（流動）は225,110千円、評価性引当額（固定）は145,316千円であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	セントラル短資株式会社	被所有 直接 61.06% 間接 28.57%	役員の兼任 債務被保証	債務被保証 (注1)	21,000,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 債務被保証については、当社が行うカバー取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾及び同金融機関との当座貸越契約に対して連帯保証を受けております。保証料については、一般取引条件を勘案し、協議の上決定しておりますが、当事業年度は保証料の支払いは行っておりません。

なお、取引金額には極度額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

セントラル短資株式会社 非上場

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	245,196 円 97 銭
1 株当たり当期純損失	49,724 円 12 銭

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 23 日

セントラル短資 F X 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 範 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、セントラル短資 F X 株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 17 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 17 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

私たち監査役は、監査の方針、職務の分担等を定めるとともに、社内規程等の整備状況の確認、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の確認、社員の労働状況の適切性確認を今期の重点監査項目として設定し、各監査役から監査の報告を受けるほか、会計監査人及び取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 31 日

セントラル短資 F X 株式会社

監査役 篠原 陽一 ㊟

監査役 倉都 康行 ㊟

(注) 監査役倉都康行は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。